

高松地方裁判所における少額管財事件の取扱要領

第1 管財事件が、以下の要件に該当する場合には、少額管財事件として処理できることとする。

1 法人、 自然人共通

弁護士が申立代理人となっている自己破産申立てであること

2 債務者が、法人、法人代表者または個人事業者の場合は、申立代理人が調査を尽くした結果により、以下の条件を満たしていること（ただし、法人代表者については、(3)及び(4)を除く。）

(1) 財団について、申立代理人による換価業務がほとんど終了していること
または換価可能な財産がほとんどないこと

(2) 申立代理人による調査の結果、否認対象行為またはその疑いがあると認められないこと、もしくは、否認対象行為が認められるが、相手方に弁済の意思及び資力のあることが確認されていること

(3) 未払賃金のある場合は、解雇までの賃金台帳が作成されていること

(4) 産業廃棄物及び危険物がないこと

(5) 明渡未了の不動産がないこと

3 債務者が、自然人（法人代表者及び個人事業者を除く）の場合は、以下の類型に該当する事件であること

(1) 清算型

(ア) 同時廃止基準（50万円）を満たさず、かつ、保有財産が99万円を超えていない場合

(イ) 財団について、申立代理人による換価業務がほとんど終了しているか換価可能な財産がほとんどない場合

(2) 積立型

予定退職金や保険解約返戻金などについて積立てを要する場合

(3) 調査確認型（財産・否認権）

財産の有無や換価可能性について調査する必要がある場合

否認対象行為またはその疑いのある場合

(4) 免責調査型

免責不許可事由の有無に関する事実調査及び裁量免責の可否についての調査が必要であると認められる場合

第2

- 1 少額管財事件の予納金は別表1-1のとおりとする。
- 2 少額管財事件として申し立てる場合には、通常の管財事件用申立書に少額管財用申立補充書（書式45、46）、財産目録（処分済み用）（書式48）及びリース物件目録（書式49）を添付する方法によることとする。

以上